

議案第22号	道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
道路河川課	道路法施行令の一部改正に伴い、同令を引用する当該条例について所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【趣 旨】 道路法施行令第7条各号に定める道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物の規定の一部が改正されたことに伴い、当該施行令の条文を引用している当該条例の一部を改正しようとするもの

【政令改正の内容】

- 1 食事施設等の道路占用許可対象物件への追加等
地域の活性化やにぎわいの創出に地方公共団体や地域住民が取り組む中で、歩道上におけるオープンカフェ（食事施設）やキオスク（購買施設）の設置、観光振興を目的とした観光案内所の駅前広場への設置を求める要望に対応するため、これまで高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路附属地に限って設置が認められてきた食事施設、購買施設その他これらに類する施設につき、高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路の区域においても占用許可の対象とすることとした。
- 2 特定都市道路の上空に設ける建築物等の道路占用許可対象物件への追加等
今回の政令改正の原因となった都市再生特別措置法の一部改正法により特定都市再生緊急整備地域（改正後の都市再生特別措置法第2条第5項に規定する地域）内に係る都市再生特別地区に関する都市計画に、都市計画施設である道路の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域を定めることができることとされた。当該区域内の道路については、建築基準法第43条第1項第2号に掲げる道路とみなされ、特定行政庁の許可を受けることで道路の上空に建築物を設けることが可能となった。
これにより、特定都市道路の上空に施設等を設ける場合、道路占用許可を受ける必要があるため、これまで高度地区等の区域内の高速自動車国道又は自動車専用道路の上空に設ける施設等を道路占用許可対象物件の範囲を拡大し、特定都市道路の上空に設ける施設等を道路占用許可対象物件に加えることとした。
- 3 上空に設ける施設等の占用料の変更
- 4 その他（道路占用許可対象物件の追加等に伴う条文の整理等）

【関係法令】 道路法施行令（昭和27年政令第479号）

【内 容】 ●引用条文の変更（別表関係）

【現行】

政令第7条第9号に掲げる器具	占用面積1平方メートルにつき1年	近傍類似の土地の時価に0.025を乗じて得た額
----------------	------------------	-------------------------

【改正】

政令第7条第10号 に掲げる器具	占用面積1平方メートルにつき1年	近傍類似の土地の時価に0.025を乗じて得た額
-------------------------	------------------	-------------------------

【施行期日】 公布の日

【予算措置】 なし